

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

原 告 準 備 書 面 (5)

2010年4月19日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東澤 靖

同 川口和子

同 二関辰郎

同 小町谷 育子

同 魚住昭三

同 古本晴英

同 張界満

本準備書面では、被告国の準備書面(1)第4の「2 不開示理由該当文書」、準備書面(4)の「2 不開示理由3該当文書」及び準備書面(5)の「2 不開示理由2該当文書」に対する原告の反論を述べる。

## 1、はじめに

被告国の不開示理由2（法5条3号、6号）に関する、準備書面（1）、準備書面（4）及び同（5）における主張は、その分量にもかかわらずあまりに粗雑なものである。その主張の内容として、文書全体の内容、不開示部分の内容及び不開示理由での識別内容として述べている内容は、添付の別表のとおりである。

被告国の主張においては、不開示事由に関する法5条3号と同条6号の規定の違いを踏まえた主張は存在せず、また対象文書全般に関する説明あるいは開示部分も含めた文書内容の説明以上に、不開示部分を不開示とした判断を正当化する識別に関する情報が存在せず、さらに長期の時間を経ても現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した理由が何ら示されていない。これらは、不開示の判断が正当であったと主張する被告国において主張、立証すべき事項である。また、それらの具体的な主張なしに、原告が不開示理由の不存在についてかみ合った反論を行うことはきわめて困難である。

以下、詳述する。

## 2、不開示理由2（法5条3号、6号）に関する主張の欠落

（1）被告国は、まず「不開示情報の内容」の項で、黒塗りとなっている不開示部分の情報を極めて抽象的に記載したうえ、「不開示理由」の項で、「不開示情報の内容」の記載の大半を繰り返した後、ほとんど何らの理由付けもないまま、突如、結論に至り、「公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する」と結んでいる。

こうした被告国の主張は、次の2つの点で、具体的な主張が欠落しているものであって、この程度の抽象的な根拠によって、情報公開法5条3号及び6号該当性を認めることはできない。

(2) 第1に、被告国は、不開示情報が情報公開法5条3号と6号に該当する理由を3号と6号とに区別して個別に主張するのではなく、わずか数行の理由を元に、極めて荒っぽい論理の下に、両号に該当する旨の結論を同時に導き出している。

しかし、情報公開法5条3号と6号は、その条文構造が全く異なることはいうまでもない。また、3号と6号とでは、それぞれ対象とする不開示事由が異なるからこそ、2つの異なった条文が「号」を別にして設けられているのである。

したがって、被告国は、法5条3号と6号を区別して、その各要件に照らして不開示理由を主張しなければならない。

(3) 第2に、情報公開法5条6号は、不開示とする情報を「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。ここに、「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。すなわち、当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護に値する場合のみ不開示にしうることを明確にした趣旨である。

そして、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根柢となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を考量した上での「適正な遂行」といえるものであることを求めている。すなわち、「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない。

さらに、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されている。

(以上につき、総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』78頁、宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説 [第4版]』86～87頁)

情報公開法5条6号は、このとおり、行政機関・国側に、不開示とする場合に相当に具体的な理由を求めているのである。ところが、被告国は、開示のもたらす支障と利益を何ら比較考量することなく、不開示部分の情報の公開が、國のどのような性質の事務について、どのような実質的な支障を及ぼすおそれがあるのかについても全く具体的に主張していない。この程度の被告国の主張で情報公開法5条6号の該当性が認められるのであれば、政府の保有する行政文書を原則公開とした情報公開法の趣旨が没却されることとなる。

(5) 以上のとおり、被告国の主張は、情報公開法5条3号及び6号の不開示事由に該当することを何ら主張していないに等しく、失当である。

### 3、不開示理由を識別する主張の欠落

(1) 不開示理由に関する識別情報の必要性と被告主張における不存在

被告国が主張する不開示理由2とは、「政府部内での検討の様子等が子細に記されており、公にすることにより、他国との信頼関係を損ねるおそれがあるほか、國の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。」である(準備書面(1)23頁)。なお、被告国は、不開示対象の文書の内容が「政府部内での検討の様子等」を記したものであると述べる。

しかし、まず、不開示対象の文書には外国政府高官・公務員の発言が多数含まれ、特に準備書面(5)で不開示とされている部分はその大半が米国または韓国政府高官・公務員の発言である。

次に、これまで主張してきたとおり、現時点においても、被告国は、情報公開法不開示事由に関して抽象的な主張に終始している。この点については、すでに準備書面で指摘してきたとおりであるので、ここでは繰り返さないが、被告国の現時点の主張の程度では、およそ情報公開法が定める不開示事由を何ら主張したことになっていない。被告国は、インカーメラ審理がない現在の法制度の下、情報が明らかになる可能性のないことに安住して、本来負担すべき主張立証責任を尽

くしていないのである。

不開示理由2の対象とされた文書は、その大半が開示されていて、文書のごく一部のみを不開示としている。そうであれば、まず、対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や、あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は、そのような説明や主張では、不開示の理由として不十分なことは明らかである。

このような文書全体の内容と不開示部分の内容の説明が実質上同じ内容であるものは、準備書面(1)(項目(3))、準備書面(4)(項目(3)、(6)、(9)、(33)、(34)、(37)、(38)、(39)、(40)、(43)、(44))、準備書面(5)(項目(5)、(6)、(8)、(21)、(22)、(23)、(26)、(28)、(32))に数多く見られる。

さらに、不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても、不開示部分に関する説明や主張が、不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば、そのような不開示部分に関する説明や主張は、なんら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない。

例えば、それぞれの準備書面の最初の文書を見てみれば、準備書面(1)不開示理由2の(1)の文書(文書315・乙第22号証、番号22)の不開示部分は、「昭和33年8月11日に開催された板垣アジア局長と韓国柳公使との会談において、大村収容所からの仮釈放に関する情報」「大村収容所からの仮釈放に関する政府部内での検討状況が具体的に記載されている」と説明されている。しかし、当該不開示部分を含む文書である「柳公使、アジア局長会談要旨」と題する文書は、全体にわたって「大村収容所からの仮釈放に関する情報」が記載され、文書末尾には括弧書きで日本政府側の対応方針が記載されているが、それらは開示対象となっている。それゆえ、なぜ枠外の墨塗り部分が不開示とされる必要性があるのか、被告国の主張からはまったく識別できない。

準備書面（4）の最初の（1）の文書（文書677・乙第85号証、番号1）の不開示部分は、「在日韓国人の法的地位に関し、韓国側の李局長が、思想的な面で帰化を許可しないということはあるかと尋ねたに対し、日本側の星課長が回答した我が国政府による具体的運用についての見解」「在日韓国人の帰化の許可要件について、思想的な面で帰化を許可しない場合があるかという極めてデリケートな問題について、日本側が、建て前論ではなく、本音ともいべき率直な見解」と説明されている。しかしこでの文書は、全体にわたって韓国側の李局長が法的地位に関する日本側の運用や取扱いを説明したものであり、それに対する日本政府側の回答も詳細なものである。不開示部分が含まれている昭和39年1月14日付の議事録も、日本政府の協定永住、退去強制、協定永住権者の子の帰化、国籍証明書などについての李局長の質問・要望に答えて、日本側の取扱い実務を詳細に回答したものであり、それらは開示されている。それゆえ、思想が関係する場合の当時の帰化の運用に関する回答部分のみがなぜ不開示とされたのか、被告国の主張からはまったく識別できない。なお、ここでの不開示理由は、「他国との信頼関係が損なわれるおそれがある」としながら、その「他国」が何れの国なのかも特定されていない。

準備書面（5）の最初の（1）の文書（文書1472・乙132号証、番号55）の不開示部分は、「『小笠原帰島問題』について、米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策」「最重要懸案の一つであった「小笠原帰島問題」について、在米大使館が独自に入手している情報に基づいて、米国政府の対応を検討した結果である具体的評価及び同評価を踏まえた対応策」と説明されている。しかし、不開示部分を含む昭和31年3月12日発の文書は、全体にわたって、米側態度、我が方の取るべき態度、若干の考察など、「米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策」を記載しており、多くの部分は開示されている。小笠原帰属問題についても、不開示部分の前後及び次項目には、米国の対応やそれへの評価、さらには日本政府の対応策の是非に関する記載が存在し、それらの部分

は開示されている。それゆえ、その中にあってわずか2行の不開示部分のみがなぜ不開示とされたのか、被告国の主張からはまったく識別できない。また、日本政府の当時の対応策に関する記載自体は、この文書では不開示部分を除いて他の数々の課題に対するものについてすべて開示されている。このことを見ても明らかなように、日本政府の当時の対応策に関する記載は、「米国との信頼関係」になんら影響を与える性格の情報ではない。

このような被告国の主張によっては、他の開示されている情報とは異なって、不開示部分が、なぜどのように、「他国との信頼関係を損ねるおそれがある」と及び「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされたのか、その判断内容や判断過程の合理性を検証することは不可能である。

## (2) 不開示処分の濫用に対する検証の困難性

以上に述べたように、被告国の説明・主張は、一部不開示部分にかかる不開示理由を識別できない内容に止まっているきわめて不十分なものである。それゆえ、被告国による一部不開示の判断が恣意的になされている可能性も否定できないが、実際に、不開示処分が被告国の権限の濫用にわたる、あるいは事実の基礎を欠くものと疑われる事例も見受けられる。

例えば、被告国の準備書面（4）の「(49) 高杉代表の発言問題（文書1422・乙第130号証、番号53）」は、「高杉発言」に対する高杉政府代表の見解が記載された部分であるとされる。そして、同文書の29頁の不開示部分は、「この報道は日韓交渉の挫折に利益を見出す一部の人達が行った為にする曲解」の後の1行程度であり、その後に「ではないかと想像せざるをえない次第であります」と続いている。一方、32頁の不開示部分は、「自分の日韓会談早期妥結に対する熱意を意識的に曲解するものがある」の後の約1行半であり、その後に、「共産党のデマを問題にする必要もないが、このような水を注す宣伝に動かされることなく、自分の真意を韓国に報道して欲しい」と続いている。したがって、不開示部

分は、高杉氏の発言を「共産党のデマ」に基づいて意識的に曲解したことに関する高杉氏の見解を記載したものと推測できる。

他方で、そのような高杉氏の見解は、同氏自身が雑誌などにおいて説明し、その内容は国会審議においても取り上げられている。すなわち、昭和40年2月15日の第48回国会衆議院予算委員会において、社会党石野久男議員は、「高杉発言は、作意的なものであるということで弁解をした、こういう趣旨のようです。しかし、この問題は、だれがどのような作為をしたかということが非常に重要なことです。高杉氏は『エコノミスト』で、共産圏の——あれは日本共産党がそういうふうに作為したというふうなことを言っておるのですが」と、高杉氏の見解を紹介している（甲110の4頁）。それゆえ、ここで不開示とされている高杉氏の見解とは、同氏の発言問題が（日本）共産党の作為によって作り上げられたものであるとの内容であることは、公にされている情報からも明らかである。

そして、公となっている情報を不開示としているという問題点に加えて、ここで不開示とされた高杉氏の見解は、（日本）共産党に対する非難あるいは中傷という国内問題であり、韓国との外交関係と関わるものではない。それにもかかわらず、この不開示部分は、韓国との信頼関係や外交事務の支障を理由に不開示とされている。このような外務省の不開示処分は、そもそも不開示としている情報が被告国の主張する不開示理由とは無関係な情報であって、事実の基礎を欠くなどの濫用にわたる処分ではないかとの疑いも生じさせるのである。

また、同じような例は、被告国の準備書面（5）にも存在する。準備書面（5）の「(51) 日韓会談等に関する在外公館からの報告（文書1876・乙第79号証番号105）」は、その④において、韓国の政府要人の氏名表示や米国の政府要人の氏名表示自体を不開示としている。ところが被告国は、この情報を、「日韓国交正常化交渉等に関し、台湾、中国、米国、英国及び韓国の政府要人が述べた忌憚のない率直な見解であり、いずれも非公式に発言されたものである」として不開示理由2に該当すると主張している。個人の識別に関する情報は、法5条1号の

不開示理由の対象となることはあり得ても、それ自体が外国との信頼関係や外交事務に影響を与える事態は、通常は想定されないし、仮にそのような事態が想定されると主張するのであれば、不開示理由との関連性が明らかにされなければならない。ところが、被告国はそのような主張も行うことなく、漫然と個人識別情報をおおきに含めているのである。このような被告国の主張を見れば、そもそも外務省は、特定の不開示理由とは無関係な情報を、不開示対象に含めていいのではないかという疑いを生じさせる。

このような例にみられるとおり、不開示部分に関する不開示理由を、他の開示部分とは識別できるように具体的に説明していない被告国の説明・主張は、その判断内容や判断過程の合理性をまったく検証できないものであって、被告国は不開示事由の出張責任を果たしているとは到底いえない。

#### 4、時間の経過を踏まえた主張の欠落

##### (1) 不開示理由の現在性と「時の経過」を考慮する必要性

法が不開示事由と認めて保護しようとする行政機関の利益は、あくまで現在または将来のものであることは言うまでもない。文書を作成した当時に市民に公開されていなかった情報であったとしても、時間の経過や状況の変化によって、その保護すべき利益にもまた変化が生じ得る。とりわけ、本件の対象文書は、1951年から1965年までの間に開催された日韓両政府の間の交渉に関する文書であって、作成から本件処分当時（2007年）までに42～58年を経過している。このような文書においては、本件不開示理由2に該当するような「他国との信頼関係を損ねるおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」が、文書の作成当時のみならず現在においても存在するとされる理由が明示されなければならない。それなしに、約半世紀を経過した文書に、現在または将来についての「おそれ」を認めた判断について合理性を検討することは困難である。

さらに、一定期間を経過した公文書には、その「時の経過」自体に、別途の考慮が加えられるべきである。すなわち、公文書については、諸外国ではその公開について、30年原則あるいは30年ルールが採用されており、30年を経過した公文書は、もはや歴史的文書と見なされ、原則として自動的に公開の対象となるべきものとされている。また、2009年6月24日に成立した公文書管理法においても、利用請求があった場合における利用制限事由の該当性判断にあたって、「時の経過を考慮する」ことが明文化されている（公文書管理法16条2項）。公文書管理法の立法を所管した内閣官房公文書管理検討室の室員等が執筆した『逐条解説 公文書管理法』（ぎょうせい 2009年、甲111）には、次の解説がある。

「特定歴史公文書等は、行政文書又は法人文書としては既に保存期間が満了し、文書によっては作成又は取得から相当の年数が経過しているものが多数存在する。この場合、作成又は取得時、あるいは移管時においては、個人の権利利益や公共の利益を保護する必要があったものでも、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、保護の必要性が失われることもあり得る。こうした事情に鑑み、本項では、国立公文書館等の長が、利用制限事由の該当性を判断するに当たっては、時の経過を考慮する旨を規定したものである。

なお、諸外国においては、作成から30年を経過した文書については、原則として公開するとするいわゆる『30年ルール』の慣行もあるが、本法においては、一定年数を経過した文書を一律に全面公開するのではなく、あくまで業務やケース毎に判断すべきであるとの考え方により、こうした『30年ルール』も踏まえて総合的な判断が行なわれるよう、『時の経過を考慮する』との文言を用いたものである」（前掲書74、75頁）。

この逐条解説も指摘するとおり、公文書管理法では「30年ルール」自体は採用

していないものの、「30年ルール」も踏まえた総合的な判断が行なわれることが前提になっている。逐条解説が指摘するとおり、「諸外国においては、作成から30年を経過した文書については、原則として公開する」というルールがとられている。もとよりこれら諸外国においても、何らかの安全保障上の問題や外交上の問題を抱えているが、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、保護の必要性が失われる事が一般的であることを踏まえて、「30年ルール」を採用しているのである。もちろん、本件における原告の開示請求は、公文書管理法に基づく利用請求ではないが、「時の経過」は情報公開法の不開示理由の判断においても重要な要素となるはずである。

さらに、公文書管理法の立法過程では、情報公開法5条3号、4号該当性に関する被告国の主張立証責任が、「時の経過」のために加重されるものと考えられていた。すなわち、公文書管理法の立法資料によれば、立案に携わった内閣官房公文書管理検討室が内閣法制局による法令審査を受けた際のやりとりとして、次の記載がある（○は内閣法制局仲野参事官補佐、●は内閣官房公文書管理検討室）（甲112の2）。

○それから3号4号をこのまま使うとすると、歴史的価値とは比較できない条文となるがそれでいいのか。

●時の経過によって相当な理由の説明がだんだん大変になるだろうと考えている。

○時の経過は相当な理由の減少でよむのか、なるほど。

（甲112の2、6頁下から2～5行目）

前述のとおり、本件における原告の開示請求は、公文書管理法に基づく利用請求ではない。しかしながら、「時の経過」ゆえに「相当の理由」が減少するという考え方は、公文書管理法が創設した新たな考え方ではなく、一般性・普遍性をもった考え方であり、それゆえ法制局参事官補佐も立案者による説明をただちに了解したのである。したがって、公文書管理法による利用請求の場合に限らず、一

一定年数を経過した文書の開示を求めている事案においては、情報公開法5条3号、4号の該当性判断にあたって、被告国の中張立証責任が加重されると解するべきである。その際、「一定年数」としては、30年ルールが1つの目安になるであろうが、本件ではそれを遙かに上回る期間が経過しているのであるから、「相当な理由の説明がだんだん大変になる」という上記の考え方を踏まえ、被告国に厳格な中張立証責任を負わせるべきである。

## (2) 具体的な状況の変化

本件の不開示理由2は、不開示部分を公開することにより「他国との信頼関係を損ねるおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」を理由とするものであり、被告国がその相手国としてあげているのは、韓国、米国、ロシア（ソ連）、中国などとの関係である。

韓国については、本件文書の作成後、1965年に日韓基本条約及び財産権や漁業に関する各種協定が締結されて、請求権相互放棄の原則のもとに国交正常化が実現した。また、日韓会談当時の李承晩政権、その後1961年のクーデターを経て成立した朴正熙政権などの軍事独裁政権は崩壊し、韓国においては民主化が実現されて久しい。また日本国内での在日朝鮮人の法的地位や民族学校卒業資格の取扱いも、数度にわたる法改正や運用の変化により、解決している。このような状況の変化のもとで、それ以前の日韓会談継続中に行われた日本政府内の内部的検討、韓国をはじめとする外国政府高官や公務員の発言、評価、見解が、今日の日韓両国の信頼関係や外交事務に影響を及ぼすことは、通常は想定できない。

米国については、不開示とされている内容はほとんどが日韓会談や当時の韓国的情勢に関するものであるが、本件文書の作成後、すでに述べたように日韓関係や韓国政府内の体制は大きな変化を遂げている。それゆえ、本件文書作成当時の日韓関係に関する情報が、今日の日米両国の信頼関係や外交事務に影響を及ぼすことは、通常は想定できない。

被告準備書面（5）においては、日本政府や米国政府の関係者が、ロシア（ソ連）や中国との信頼関係や外交事務に影響するとする主張も散見される。しかし、ロシア（ソ連）については、本件文書作成後に、ソ連邦が崩壊し（1991年）、本件文書作成当時の社会主义政権がなくなって新しい政治体制が確立している。また、中国についても、本件文書作成後に、日中共同声明（1972年）のもとで日中国交正常化が実現している。これらの国との国交正常化は、米国についても、韓国についても、本件文書作成後に実現している。このような状況の変化の上で、約半世紀の時間が経過し、すでに退任ないし死去している日本、米国、韓国の政府高官や公務員が行った発言が、今日の日本とロシアや中国の信頼関係や外交事務に影響を及ぼすことは、通常は想定できない。

### （3）被告国の中の主張における現在性の不存在

以上のように、不開示理由の判断においては、その理由、不開示理由2においては「他国との信頼関係を損ねるおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」の判断において、現在または将来に与える影響が具体的に検討され、「時の経過」が考慮され、さらには外交関係においては具体的な状況の変化にもかかわらず「おそれ」が現在性を有することが検討されなければならない。

ところが、別表の「不開示理由での識別内容」にも記載されている内容あるいはその他の被告国の中の不開示理由の説明や主張においても、以上の点を考慮した説明や主張はまったくくなされていない。

### （4）外国政府関係者の発言の不開示における問題点

さらに、被告準備書面（5）においては、しばしば、日本政府関係者のみではなく、米国や韓国の政府高官や公務員が行った発言、評価、見解が、「他国との信頼関係を損ねるおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあること」の根拠として用いられている。しかし、それらの発言、評価、見解が今日の日本と他国の信頼関係や外交事務に影響を及ぼすとする被告国の中は、あまりにも誇張に過ぎるものである。

第1に、40年以上も前の外国の政府高官や公務員が行った発言、評価、見解は、それ自身で歴史的価値を有するものであり、当時の各国外政府の政府高官や公務員の認識や行動を確認するための重要な資料となる。それゆえ、関係する外国からの特段の非公開要求もない以上、こうした歴史的価値を有する情報を公開することは、関係する外国にとっても有意義なものであり、信頼関係や外交事務の障害となるという考え方自体が、きわめて特異なものである。

第2に、外国の政府高官や公務員が行った発言、評価、見解は、それが日本と当該外国の了解のもとに議事録などとして記録され、当該外国がすでに公開している場合があるが、そのような場合に信頼関係や外交事務の障害となる理由は存在しない。

第3に、外国の政府高官や公務員が行った発言、評価、見解が当該外国によって記録されていない場合であっても、それ自身が当該外国にとって歴史的価値を持つ重要な資料であることはすでに述べたとおりである。逆にそのような発言等が、当該外国との関係で、あるいは発言内容が第三国外政府の情報や論評である場合にその第三国との関係で、信頼関係や外交事務に影響するかどうかは、すでに詳しく述べた現在性の観点からの検討が必要とされる。

第4に、被告国は、それらの発言について、公開を予定していない、機密情報、極秘情報であるなどと各種の理由をあげているが、その根拠としては、その発言等が「内話」として記載されている以上のものは存在しない。発言者が、発言に際して、日本政府関係者に将来にわたる守秘を誓約させ、その発言を聴取した日本政府関係者がその守秘を確約したなどの事情も存在しない。

以上の次第で、外国の政府高官や公務員が行った発言等を不開示の対象とするためには、日本政府関係者の発言、評価、見解に比較してより強い理由が要求さ

れると考えられるが、被告国は、外国の政府高官や公務員が行った発言等が現在においても信頼関係や外交事務に影響するという理由をまったく説明または主張していない。

## 5、まとめ

以上の次第で、不開示理由 2 を理由に不開示とされた文書に関する被告国の主張は、多くの点で必要な主張を欠き、主張責任を果たしていない。

番号	標題 準備書面(1)	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
1	日韓問題に関する板垣アジア局長・柳公使会談要旨(文書315・乙第22号証, 番号22)	昭和33年3月20日, 同年4月3日, 同月15日, 同年7月7日, 同年8月11日に各開催された板垣アジア局長(当時)と韓国柳公使(当時)との日韓問題に関する会談要旨	昭和33年8月11日に開催された板垣アジア局長と韓国柳公使との会談において, 大村収容所からの仮釈放に関する情報	大村収容所からの仮釈放に関する政府部内での検討状況が具体的に記載されている
2	沢田, 林両国首席代表の会談(文書316・乙第23号証, 番号23)	昭和33年4月16日から同年12月19日にかけて各開催された沢田首席代表(当時)と韓国林首席代表(当時)等との第1次～第28次会談の各内容	昭和33年9月1日に開催された沢田首席代表と韓国林首席代表との第12次会談において, 林首席代表から, 日本側が韓国側に出す回答の中に, 日本と韓国との正常関係樹立後に両国協議の上で北朝鮮との関係を考えるという趣旨を入れて欲しい旨の提言がなされたのに対し, 澤田首席代表が回答した発言内容	日韓国交正常化交渉における両国首席代表による率直なやり取りにおいて交わされた日本政府の非公式の見解であり, 政府部内での検討の様子がわかるもの
3	山田次官, 柳公使会談要旨(文書321・乙第24号証, 番号24)	昭和33年9月22日及び同年12月19日に各開催された山田事務次官(当時)と韓国柳公使(当時)との会談要旨	昭和33年12月19日に開催された山田事務次官と韓国柳公使との会談の要旨, 及び, それに対する日本政府内部での検討の様子等が具体的かつ詳細に記載されている	山田事務次官と韓国柳公使との会談の様子, 及びそれに対する日本政府内部での検討の様子等が具体的かつ詳細に記載されている

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
1	日韓予備交渉法的地位関係会合第41～45回会合(文書677・乙第85号証、番号1)	日本側及び韓国側の各出席者の発言要旨等	在日韓国人の法的地位に関し、韓国側の李局長が、思想的な面で帰化を許可しないということはあるかと尋ねたに対し、日本側の星課長が回答した我が国政府による具体的運用についての見解	在日韓国人の帰化の許可要件について、思想的な面で帰化を許可しない場合があるかという極めてデリケートな問題について、日本側が、建て前論ではなく、本音ともいべき率直な見解
2	第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第四回会合(文書1074・乙第86号証、番号2)	昭和33年6月9日に開催された在日韓人の法的地位に関する日韓会合の要旨	上記日韓会合において、在日韓人の法的地位に関して、悪質犯罪者についての我が国の見解	在日韓人の法的地位に関する日韓会合において、日本側の勝野主査が述べた悪質犯罪者に対する取扱いについての率直な見解である上、我が国政府の非公式見解
3	日韓国交正常化交渉(条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印)(文書391・乙第87号証、番号3)	公にしないとの条件で外部から任意に提供された文書であり、日韓国交正常化に向けた財産権請求問題、漁業問題、在日朝鮮人の国籍処遇問題、経済協力問題等を巡る日韓会談の経緯、今後の対策等	外部から提供された文書で、日韓間の財産請求権問題、経済協力問題について	日韓間の財産請求権問題、経済協力問題についての日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報
4	抑留者相互釈放実施計画に関する日韓間第五打合せ会議(文書414・乙第88号証、番号4)	日韓両国の抑留者相互釈放実施計画に関する日韓間第5回打合せ会議の要旨	入国管理局の経費運営について、韓国側代表柳公使の率直な見解	抑留者相互釈放実施計画に関する打合せ会議において、韓国側代表柳行使が発言した内容そのものであり、しかも、その内容は入国管理局の経費運営についての率直で忌憚のない意見
5	不法入国者名簿(文書437・乙第89号証、番号5)	不法入国者に対する対応や大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業等について	1大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業を実施した際の具体的な状況について、法務省入国管理局次長が外務省北東アジア課長に報告した内容 2大村収容所に収容されていた韓国人送還事業において韓国に送還された特定の韓国人に関する情報	①大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業を実施した際の具体的な状況について政府内部における内部報告で、送還された韓国人らの個別具体的な状況について詳細に報告された内容 ②大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人に関する情報である上、韓国に送還する際及び送還された後における韓国側の対応を含む具体的情報

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
6	日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソース(文書807・乙第90号証、番号6)	日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事の経緯とニュースソースについての調査した事項	日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソースを特定する事項及びニュースソースについての外務省の見解	日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソースについて、外務省が独自に調査した結果取得した情報
7	現段階における日韓会談漁業委対策(文書813・乙第91号証、番号7)	漁業問題に関する日韓会談の経緯と今後の展望について、外務省アジア局宇山審議官が水産庁村田次長との間で協議した内容	韓国側が漁業協定締結に応じないと予想される根拠について我が国の見解	日韓漁業問題において懸案となっている漁業協定締結に韓国側が応じないと予想される理由について、日本政府部内における外務省と水産庁の幹部間において率直に議論して協議した結果である上、あくまで推測的な見解
8	在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談(文書945・乙第92号証、番号8)	「在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談」の要旨	日本側代表の高瀬局長が、上記会談の開催意義について述べた率直な見解	在日韓国人の法的地位に関する委員会の非公式会談において日本側政府代表者が、上記会談の開催意義について述べた非公式見解
9	日韓予備会議開催(文書1037・乙第93号証、番号9)	日韓国交正常化に向けた日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省内部の見解	日韓会談の現状を分析し、同会談を再開するための方針について外務省内部で検討した結果	日韓会談の現状分析及び同会議を再開するための方針について外務省内部で検討した結果を具体的かつ詳細に記載したものである上、あくまで外務省内部における見解
10	日韓会談再開に関する第1回省内打合せ議事録(文書1046・乙第94号証、番号10)	日韓会談再開に向けて開催された第1回省内打合せ会議の議事録	日韓国交正常化交渉を目的とした日韓会談の再開における日韓間の懸案について外務省内で協議した際の率直な意見	①日韓間における懸案事項の一つである「請求権問題」を解決するため、アメリカ合衆国政府に協力を求めた際の同政府の対応状況が具体的かつ詳細に ②日韓間における懸案事項の一つである「漁業権問題」を解決する上で障害となっている具体的な問題について外務省内部で検討した際、韓国側からの視点に立って推認した率直な見解であり、あくまで、外務省内部の推認による見解
11	日韓交渉に関する第1回各省打合会次第(文書1052・乙第95号証、番号11)	外務省、法務省、大蔵省、運輸省、通産省及び農林省の各関係者が出席して開催された日韓交渉の再開に関する第1回各省打合せ会議における協議内容の要旨等	上記打合せ会において、在日韓国人関連の問題について、鈴木法務省入国管理局長が発言した見解及び下田外務省条約局長が発言した見解の一部	日韓における懸案事項の一つである「国籍処遇問題」に関する政府部内での打合せにおける、在日韓国人に対する率直でついて忌憚のない意見

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
12	日韓会談無期休会案(文書1054・乙第96号証、番号12)	日韓会談を無期休会することについて久保田外務省参与らの見解	1李承晩大統領が朝鮮戦争の休戦案に反対していた当時の状況を踏まえ、日韓会談の休会を検討していた外務省の見解 2財産請求権問題についての韓国側の対応について外務省の率直な見解 3日韓会談への対応は、李承晩大統領の後継者が知日派である可能性もあることを想定して検討すべきとする外務省の率直な見解	①及び③反日的であるとされていた李承晩大統領に対する対応策について外務省内部で忌憚のない議論がなされた際に出された将来的な動向を予測した可能性としての所感的な見解であり、韓国の内政について将来予測的な可能性を前提とした見解  ②日韓会談の無期休会について外務省内部で検討した際に、日韓間における重要な懸案事項の一つである「財産・請求権問題」について議論した際に提示された、韓国側の要求についての忌憚のない推測的な見解
13	日韓会談継続の可否について(文書1055・乙第97号証、番号13)	日韓会談継続の可否に関する外務省の見解及び今後の展望が、交渉の妥協をはかる場合(上段)と休会する場合(下段)とに場合分けした上で具体的に	日韓会談を休会とした場合に、朝鮮戦争後に予想される韓国復興特需が日本に与える影響について外務省の率直な見解	日韓会談継続の可否を検討するに際し、仮に日韓会談を休会とした場合に、韓国復興特需が日本に与える影響について、外務省内部で忌憚のない率直な議論をした結果、提示された外務省内部の具体的な見解である上、日韓会談を休会した場合という仮定的な場面を想定して、韓国側の対応を推測した見解
14	日韓会談決裂善後対策(文書1062・乙第46号証、番号14)	日韓会談が決裂したことを受け、日本のとるべき善後策についての独自の見解	①日韓会談が決裂した原因について久保田参与の率直な見解 ②日韓会談の決裂後における、日韓間の諸懸案事項についての長期的な対策に関する久保田参与の見解	①日韓会談が決裂した原因について、久保田参与の本音とも言うべき所感的な個人的な見解が具体的に記されており、上記見解は個人的な見解である上、韓国に対する感情的な見解を含むもの  ②日韓会談が決裂した後において、日韓間における諸懸案事項に対する対策について、韓国の内政状況にまで踏み込んだ久保田参与の個人的な見解が具体的かつ詳細に記されており、上記見解は個人的な見解である上、韓国の内政状況に踏み込んだ見解を含むもの

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
15	日韓予備交渉(第49～50回会合)(文書1170・乙第98号証、番号15)	日韓予備交渉第49回及び第50回各会合記録	日韓予備交渉第50回会合において、斐韓国代表から、高級政治レベルの日韓会談を再開する必要性について質問されたのに対し、後宮外務省アジア局が回答した内容の一部	日韓会談再開の必要性について、後宮外務省アジア局长が回答した率直で忌憚のない本音とも言うべき見解
16	日韓予備交渉(第51～60回会合)(文書1171・乙第99号証、番号16)	日韓予備交渉の第51回ないし第60回会合の各記録	日韓予備交渉第60回会合において、後宮局長が冒頭で発言した財産請求権問題に関する外務省の率直な見解	財産請求権問題に関する解決策として、外務省の率直な見解が具体的かつ詳細に記されており、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における本音とも言うべき率直な発言内容
17	日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告(文書1189・乙第100号証、番号17)	財産請求権問題に関する日韓非公式会談の結果報告書	同日午後に実務レベルで行われた上記非公式会談の具体的な状況	日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について、非公式で行われた事務レベル協議について、同日午前中に開催された日本側大野代表と韓国側林代表との非公式会談において、林代表が同日午後の協議に参加しない旨表明し、日本側も了解していたが、実際には出席した事情について、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果が率直な見解を交えて
18	日韓条約諸協定の実施状況(文書1243・乙第101号証、番号18)		権太在住韓国人の帰国仲介問題に関する韓国側からの申入れに対する外務省の率直な見解	帰国意思を表明している権太在住韓国人のうち、日本居住希望者に対しては、これを認めて欲しい旨の韓国側の申入れに対し、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果に基づく推測的見解

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
19	請求権についての法律問題(文書1298・乙第102号証、番号19)		<p>①在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定について、政府部内においても見解の対立が存すること</p> <p>②国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた「平和条約の特別取極その他国際間の条約、協定によって国が在外私有財産についてその所在国の処分権を認めあるいは在外私有財産を放棄するが如き場合にも憲法29条に定める補償をしなければならないか。」という問題について、「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を評価した内容</p>	<p>①ある見解の背景に存する考え方について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果</p> <p>②国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた在外私有財産の処分等にも憲法29条の補償を要するかという問題について、「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解</p>
20	在韓私有財産権放棄と国内補償問題(文書1302・乙第103号証、番号20)	韓国との条約によって在外私有財産を放棄した場合の国内補償に関する問題についての外務省内部の見解	国内補償問題を巡る憲法、国際法の解釈及び我が国の今後の対応について、外務省内部で協議された検討結果	<p>①在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して、「補償を要する」とする多数説を前提として外務省独自に有している情報に基づいて内部で検討した結果</p> <p>②サンフランシスコ条約のもとにおいて、連合国及び中立国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄等した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題について、外務省が独自に有している情報に基づいて、国際法の解釈及び我が国の今後の対応について、外務省内部で協議された内容が具体的かつ詳細に</p>
21	日韓間請求権特別取極の諸様式について(文書1306・乙第104号証、番号21)	財産請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ、行き詰まりを開拓するための対策等	日韓間における重大な懸案事項であった請求権問題について、財産請求権取極の様式に関する当時の外務省の方針に関する具体的な所感	日韓間における財産請求権問題に関し、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果である具体的な対策及び具体的な所感
22	沢田、柳会談要旨(文書322・乙第105号証、番号25)	沢田首席代表と柳駐日韓国大使との合計15回にわたる会談の各要旨	第30次会談において、文化財の扱いについて述べた沢田首席代表の個人的かつ率直な見解	日韓間において問題となっていた私有文化財の問題に関する、日韓両国間での率直なやり取りにおいて交わされた我が国政府の沢田首席代表が個人的見解であり、将来の外交上の懸念が記載されている

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
23	日韓会談に対する見方(文書350・乙第106号証、番号26)	日韓国交正常化に向けた第5次日韓会談予備会談に対する見方について日韓両国の政府高官の率直な見解	①11月24日及び同月28日に前田北東アジア課長を来訪した韓国政府高官との懇談により、本件文書を作成するに至った経緯 ②韓国政府高官の経歴及び人物評価等 ③上記韓国政府高官が発言したときの状況等	日韓国交正常化に向けた第5次日韓会談予備会談等に対する見方について情報を提供した上記韓国政府高官の経歴及び人物評、情報を提供した経緯及び発言した際の状況等
24	宮内庁書陵部所蔵の書籍(文書386・乙第107号証、番号27)		日韓会談に向けて外務省と宮内庁との間で行われた宮内庁図書の韓国への寄贈についての打合せにおける内部的な率直な意見、検討結果	文化財返還問題に関する、公表されることが全く想定されていない内部的な率直な意見、検討結果
25	日韓国交正常化交渉の記録総説八(文書506・乙第108号証、番号28)	日韓国交正常化に向けた第6次日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省の見解	伊関アジア局長の「日韓交渉の回顧」に記載されたものであり、昭和37年3月12日から17日にかけて小坂外務大臣と崔徳新外務部長官で行われた会談に関して伊関アジア局長、前田北東アジア課長及び柳谷北東アジア課首席事務官が協議した際の率直な見解	第6次日韓会談の評価に関する外務省アジア局内部協議において交わされた率直で忌憚のない意見の一部
26	大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿(文書520・6乙第109号証、番号29)		外務省が議員に対して作成した「御発言等特に御留意願いたい事項」と題する文書中にあり、訪韓中に注意すべき言動等	外務省が独自に有している情報に基づいて分析した韓国に対する率直な見解
27	日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針(文書718・乙第110号証、番号30)	日韓国交正常化に向けて懸案となっていた漁業問題、在日韓国人の法的地位問題、財産請求権問題を協議するために昭和37年3月12日に開催された小坂外務大臣と崔徳新外務部長官との間における日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針、発言応答要領、今後の対策等	①日韓政治折衝における発言応答要領であり、在日韓国人の法的地位に関する政府部内の率直な見解 ②上記日韓政治折衝後の昭和37年3月14日に外務省北東アジア課において開催された同折衝の今後の進め方に関する打合せ会議における外務大臣の発言内容であり、同折衝における韓国側の対応についての率直な意見が個人的所感を交えて	①日韓国交正常化に向けて開催された日韓政治折衝において、在日韓国人の法的地位に関する国籍確認問題に対する我が国政府の対応についての率直かつ具体的な見解 ②日韓国交正常化に向けて開催された日韓政治折衝に関する、外務省内での率直な検討の様子等が個人的な所感を交えて

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
28	寺内文庫現状(文書1116・乙第111号証、番号32)	寺内正毅朝鮮総督が山口県立山口図書館に寄贈した書籍である寺内文庫についての概要	寺内正毅朝鮮総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯	寺内正毅朝鮮総督が在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯が具体的に記載されており、日韓間における懸案事項となっている文化財問題に関する内容を含むもの
29	日韓文化財引渡し打合わせ会(文書1120・乙第112号証、番号33)	日韓文化財引渡しに關し、外務省内で検討された内容	韓国に対する文化財引渡しの手続きについて	日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた文化財返還問題に関して、韓国に対する文化財引渡し手続に関する外務省内部における検討の様子が具体的かつ詳細に
30	日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会談)(文書1126・乙第113号証、番号34)	日韓国交正常化に向け再開した第6次会談に關し、外務省内で検討された内容	バーネット米国國務次官補代理が後宮アジア局長を訪れて、吉田元總理の訪韓を要望したことに対する外務省の対応	日韓国交正常化に向けた第6次会談再開前に検討された吉田元總理訪韓に関する外務省内部での忌憚のない率直な意見が具体的かつ詳細に
31	日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル)(文書1127・乙第56号証、番号35)	日韓国交正常化に向けた第7次会談再開に關し、外務省内で検討された内容	杉道助日韓会談首席代表の逝去に伴い、外務省内において、第7次会談開始に向けて新首席代表を選出した具体的な経緯	日韓会談新首席代表が最終的に高杉晋一氏に決定するまでの経緯が具体的かつ詳細に
32	対韓国強硬措置に関する會議関係の件(文書1139・乙第114号証、番号36)	対韓強硬措置	①「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法としての方策  ②在日韓国代表部に対する措置の具体的方法として複数の方策が試案として詳細に  ③在日韓国代表部に対する措置の具体的方法の試案として提示された複数の方策中の一方策について検討した内容が詳細に  ④在日韓国代表部に対する措置の具体的方法の試案として提示された複数の方策中の一方策について検討した内容が詳細に	日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
33	日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置(試案)の大要(文書1143・乙第115号証、番号37)	日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」について外務省内部で検討した内容	想定される「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置に関する、外務省内での率直な検討の様子等	日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する、外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等が具体的かつ詳細に
34	対韓牽制措置および強硬措置として想定しうる手段(試案)(文書1144・乙第116号証、番号38)	いわゆる李承晩ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関し、外務省内で検討した内容	「対韓強硬措置」の項目にあり、「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置に関する外務省内での率直な検討の様子等	いわゆる李承晩ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関する、外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等が具体的かつ詳細に
35	日韓予備交渉漁業関係会合日韓主査間の非公式会合について(文書1162・乙第117号証、番号39)	昭和37年から38年にかけて開催された漁業問題に関する日韓非公式会合の概要、外務省内での検討内容	漁業問題に関する日韓両国の代表による率直な見解等	日韓漁業問題に関する非公式会合における日韓両国の代表による率直で忌憚のない意見交換において、日本政府が提起した具体的対策に対する韓国側意見が具体的かつ詳細に
36	日韓関係の調整(文書1257・乙第118号証、番号40)	日韓関係の調整に関し、現状と今後の展望についての分析を交え、外務省内で検討の内容等	韓国・北朝鮮関係に関する外務省の率直な見解	韓国・北朝鮮関係に関する外務省の検討の内容が率直かつ具体的詳細に
37	日韓全面会談の開催とその決裂(文書1261・乙第119号証、番号41)	昭和26年から27年にかけて開催された第1次ないし第3次日韓会談の経緯及び会談が決裂した当時の状況を踏まえた今後の展望に関し、外務省内で検討した内容	在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の率直な見解	外務省が独自に有している情報に基づいて在日韓国人の法的地位について検討した内容が率直な見解を交えて
38	在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決(文書1276・乙第120号証、番号42)	在韓抑留日本人漁夫及び大村収容所に収容されていた韓国人に対する各対応について、法務省と外務省との内部的な検討の状況等が具体的かつ詳細に	在日韓国人の法的地位問題に関する法務省の見解	在日韓国人の法的地位問題についての韓国側政府高官の率直な発言内容に対する法務省の率直な意見、また、法務省から見た、この問題に関する外務省内の一定の見解についての率直な意見

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
39	在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決(文書1277・乙第121号証、番号43)	在韓抑留日本人漁夫及び大村収容所に収容されていた韓国人についての対応に関する、外務省の安藤参事官が法務省の内田入管局長と会談した要旨	大村収容所に収容されていた韓国人の扱いに関する、内田入管局長の発言内容	大村収容所に収容されていた韓国人についての対応に関する、内田入管局長の発言内容
40	日韓間抑留者相互釈放問題(文書1296・乙第122号証、番号44)	在韓抑留日本人漁夫及び大村収容所に収容されていた韓国人についての対応並びに財産請求権問題に関する、政府部内での検討内容	財産請求権問題に関する外務省の見解	財産請求権問題に関する外務省の見解
41	日韓国交正常化交渉の記録 総説十二(文書1316・乙第123号証、番号45)	漁業問題、財産請求権問題、文化財返還問題、在日韓国人の法的地位問題等を巡る日韓国交正常化交渉における経緯	①在日韓国人の法的地位問題の交渉過程についての外務省の率直な見解 ②文化財返還問題について外務省の見解 ③文化財返還問題について、外務省と官内庁との間で協議した内容 ④日韓諸条約の翻訳状況に関する外務省の率直な見解	在日韓国人の法的地位問題の交渉過程、文化財返還問題、日韓諸条約の翻訳状況に関する政府部内での検討及び協議した内容や外務省の率直な見解
42	請求権に関する一般的問題点(文書1349・乙第124号証、番号46)	財産請求権問題について外務省内で検討した内容	財産請求権問題に関する外務省の見解	財産請求権問題について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容及び交渉状況が率直な見解
43	日韓会談における請求権問題の未解決点について(文書1374・乙第125号証、番号47)	財産請求権問題について政府部内で検討した内容	財産請求権問題について、昭和37年11月に合意された大平・金了解を踏まえた爾後の対応	財産請求権問題に関する率直な見解
44	韓国に対する経済協力政策(文書1376・乙第126号証、番号48)	韓国に対する経済協力政策について外務省内で検討した内容	韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解	①韓国に対する経済協力政策を行う我が国の立場について説明した率直な見解 ②韓国に対する経済協力政策について外務省内で検討した内容が率直な見解

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(4)			
45	アジア局主要懸案処理日報抜粋（文書1399・乙第42号証、番号49）		日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、いわゆる李承晩ラインの警備強化及び漁船保護措置等その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する外務省内での検討内容	日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」に関して外務省内で検討された具体的方策
46	第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議（文書1408・乙第127号証、番号50）		第5次日韓会談に対する日本側基本決定のための第2回各省代表打合会議における「在日韓国人法的地位問題」に関し、大蔵省、法務省等と協議した内容	在日韓国人の法的地位問題に関して、政府部内で検討した内容が率直な見解を交えて具体的かつ詳細に
47	日韓会談に対する韓国首席代表の考え方（文書1409・乙第128号証、番号51）		日韓国交正常化交渉に向けた日韓会談の韓国側の人事に関する外務省の率直な見解	日韓国交正常化に向けた日韓会談の韓国側の人事に関し、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した率直な意見を交えた具体的な内容
48	日韓会談に関する澤田代表の講話（文書1421・乙第129号証、番号52）	日韓会談に関する澤田代表の講話を始めとする内部文書等	①日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の一部 ②日韓国交正常化に向けた外務省内部において検討した内容	①日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の一部であり、いわゆる李承晩ラインに関する具体的な見解 ②日韓国交正常化に関して朝鮮総連との関係について外務省内部で検討した内容が具体的かつ率直に
49	高杉代表の発言問題（文書1422・乙第130号証、番号53）	内部文書及び政府代表就任挨拶のための記者会見で日本の韓国統治には良い面があったとの趣旨の発言が報じられたいわゆる「高杉発言」に関する電報	新聞報道された「高杉発言」に関する高杉政府代表自身による見解	政府代表就任挨拶のための記者会見で、日本の韓国統治には良い面があったという趣旨の発言が報じられたいわゆる「高杉発言」に関し、そのような報道の背景事情に関する高杉政府代表自身による見解が具体的かつ率直に
50	日韓会談に関する韓国紙の観測（文書1424・乙第131号証、番号54）		国の内政及び李承晩大統領に関する、我が国の爾後の対応について外務省内部で検討した内容	李承晩大統領に対する対応策について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した様子等が率直な見解を交えて

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
1	日韓問題に関する ニューヨーク・タイ ムズ論説 (文書1472・乙132 号証、番号55)	日韓問題に関する 米国におけるマス コミの論評、韓國 在米大使等との協 議内容、入手した 情報及び日韓問題 を含めた日米関係 について米国政府 等との協議におけ る両者の具体的な 見解、対応状況等	「小笠原帰島問題」に ついて、米国政府の対 応に対する在米大使 の評価及び対応策	最重要懸案の一つであつ た「小笠原帰島問題」に ついて、在米大使館が独 自に入手している情報に 基づいて、米国政府の対 応を検討した結果である 具体的評価及び同評価を 踏まえた対応策
2	藤山大臣、ダレス国 務長官会談 (文書1484・乙第 133号証、番号56)	日本側出席者藤山 外務大臣ら6名と 米国側出席者ダレス 国務長官ら12 名による非公式会 談の議事録	上記会談において、藤 山外務大臣が発言した 中国共産党政権に關す る心情面も含めた忌憚の ない率直な評価的見 解	藤山外務大臣が発言した 中国共産党政権に關す る心情面も含めた忌憚の ない率直な評価的見 解である上、我が国政府の非公 式見解である
3	国務次官補に対する 要望事項 (文書1485・乙第 134号証、番号57)	藤山外務大臣とロ バートソン国防次 官補との会談にお いて、日韓問題、 沖縄及び小笠原諸 島返還問題に關し て、ロバートソン 米国防次官補に伝 達する要望事項	沖縄についての米國の 認識及び現状に對する 日本国政府の見解	沖縄についての米國の認 識及び現状に對する日本 国政府の見解であり、現 在においても日米間にお ける外交問題として協議 されている懸案事項に關 する内容

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
4	アジア局執務月報（抄）（昭和33年2～12月） （文書1515・乙第135号証、番号58）		<p>①「沖縄軍用基地問題」に関し、日本政府が提起した具体的対応策に対する米国の評価及び具体的対策</p> <p>沖縄軍用地問題について米国側と日本側との折衝等の経緯、米国の具体的対策及び内容等</p> <p>沖縄軍用地問題について米国と協議を行った日本側代表が米国政府関係者と折衝した状況及び内容等</p> <p>「沖縄軍用地問題」について米国の具体的対策及び内容等</p> <p>②小笠原諸島旧住民に対する補償問題について日本政府が提起した具体的対応策に対する米国の評価及び具体的対策</p>	現在においても日米間における懸案事項となっている沖縄軍用基地問題、及び、小笠原諸島旧住民に対する補償問題について、米国が提示した評価的な見解や具体的対策、米国側の交渉態度について外務省が独自に有している情報を踏まえた所感
5	在日韓人の処遇問題関係資料（昭和34年11～12月） （文書1556・乙第136号証、番号59）	在日韓国人法的地位問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題が膠着状態にあつた当時の状況を踏まえ、行き詰まりを開拓するための対策等	<p>日米間及び外務大蔵両省において各開催された補償金問題について協議内容及び結果</p> <p>別添〔30〕閣議終了後、藤山外務大臣が、總理、大蔵大臣、内閣官房長官に対し説明した補償問題に関する解決策案</p> <p>別添〔31〕及び別添〔32〕日米間及び外務大蔵両省において各開催された補償金問題についての各協議において、検討された当時の外務省の方針に関する大蔵省の対応及び米国政府との検討内容や対策等</p> <p>別添〔33〕在日韓国人法的地位問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する当時の外務省の方針及び米国政府との検討内容や対策等</p> <p>別添〔34〕別添〔33〕と大部分同一内容 上記外務省の方針に関する具体的所感等</p>	いずれも在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する解決策として、外務省の率直な見解が具体的かつ詳細に記されており、政府部内での検討の様子及び日本政府が米国政府との間において水面下で行った協議におけるやり取り

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
6	在日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法 （文書1576・乙第137号証、番号60）	在日韓国人の法的地位問題に関する、政府部内での検討内容	在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の見解	在日韓国人の法的地位問題に関し、外務省内部で検討した結果に基づく見解
7	請求権の経緯及び解決方針（昭和34年1～4月） （文書1600・乙第138号証、番号61）	諸外国が有する対日請求権に関する外務省内での検討内容	ポルトガル政府が日本政府に対して主張することが予想される「対日請求権」に関する経緯、内容及び金額及びこれに対する外務省の見解	ポルトガル政府との間ににおける財産請求権問題についてその経緯も含めて外務省内部で具体的に検討した内容であり、あくまで、日本側の視点に基づく見解
8	韓国向け冷凍貨物船輸出 （文書1604・乙第139号証、番号62）	韓国向け冷凍貨物船輸出問題に関する経緯及び外務省内部の見解	①冷凍貨物船輸出3隻の韓国向け輸出許可申請に関する政府部内の検討の様子 ②上記韓国向け冷凍貨物船輸出問題に関して外務省内において検討した具体的な対応策	韓国向け冷凍貨物船輸出について外務省内部で調査あるいは検討した結果を具体的かつ詳細に記載したものである上、あくまで外務省内部における見解
9	海産物の韓国よりの輸入および漁船の対韓輸出の現状 （文書1606・乙第140号証、番号63）		韓国海苔の輸入問題について政府部内における関係各省庁において検討した内容が各見解を含めて	韓国海苔の輸入について政府部内で検討した結果を具体的かつ詳細に記載したものである上、あくまで政府部内における見解
10	日韓漁業協力 （文書1607・乙第141号証、番号64）		読売新聞記事に関する対応策について外務省内部で詳細に検討した際の協議における率直な意見	日韓漁業問題について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容等が率直な見解を交えて具体的に
11	漁業借款 （文書1608・乙第142号証、番号65）		日韓漁業借款問題について、政府部内の関係省庁において詳細に検討した際の協議における率直な意見及びこれに対する外務省の見解	日韓漁業借款問題について、政府部内の関係省庁において詳細に検討した内容等が率直な見解を交えて具体的に

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
12	日韓問題に関する各種会談 (文書1618・乙第143号証、番号66)	北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について日米間で各協賛した経緯及び内容等	国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解	北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的な見解、あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解
13	平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件(昭和26年10月) (文書1624・乙第144号証、番号67)	将来的に発生することが予想された韓国との間の国交正常化交渉における各問題点について政府部内で検討した内容等	国内における韓国人所有財産に関する韓国側の意見に対する外務省の率直な評価及び対応策	国内における韓国人財産について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果が率直な見解として
14	日韓両国間の基本関係調整に関する方針 (昭和26年10月) (文書1627・乙第145号証、番号68)		①日韓両国間における基本関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見  ②日韓両国間における基本的関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見として  ③日韓交渉についての日韓会談における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見として	日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解として
15	日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月) (文書1629・乙第146号証、番号69)	日韓国交正常化交渉に関する問題についての外務省内部の見解	当時の韓国における対日感情及び漁業交渉の展望について外務省内部において検討した結果について忌憚のない率直な意見	当時の韓国における対日感情及び漁業交渉の展望について外務省が独自に有している情報に基づいて内部で検討した結果が率直な見解を交えて具体的に

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
16	日韓問題に関する定例打合会（第1～8回）（昭和26年12月） （文書1631・乙第147号証、番号70）	日韓問題に関する定例打合会の第2回から第8回までの各会合記録	<p>①当時の対朝鮮半島政策に対する米国の具体的認識内容及び具体的対応方針及びこれについての外務省の率直な評価的見解</p> <p>②日韓国交正常化交渉を実現するための具体的な対韓政策について、政府関係者の率直な所感的見解</p> <p>③在日韓国人の法的地位について協議した際に提示された率直な見解及び今後の対応方針</p> <p>④日韓国交正常化交渉に関する政府関係者の率直な所感的見解</p>	日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等を内容
17	日韓交渉処理要領案（昭和27年作成） （文書1632・乙第148号証、番号71）	日韓会談の経緯、日韓国交正常化交渉の今後の展望及び外務省内における検討内容等	当時、日韓間における重大な懸案事項であった請求権問題に関する韓国側の対応について外務省の忌憚のない率直な評価及びこれを前提とした外務省の対応策の方針案	日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した内容及び結果
18	日韓会談省内打合会（昭和27年3月） （文書1636・乙第149号証、番号72）	当時日韓間において懸案事項となっていた財産請求権問題、漁業問題及び在日韓国人法的地位問題等についての具体的な対策等を検討するため協議した状況及び内容	請求権問題に対する韓国側の対応について、出席者の一人である島参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感	日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について日韓間において協議していた委員会における韓国側の対応について島参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感
19	日本側代表団打合せ（第3回）（昭和27年3月） （文書1638・乙第150号証、番号73）		日韓国交正常化交渉の経緯を踏まえ、中国との間における財産請求権問題、漁業問題及び国籍問題等について外務省内において検討した内容等	中国との間における懸案事項について、日韓間における懸案事項を踏まえて外務省内において検討・協議した内容

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
20	柳参事官と会談 (文書1670・乙第151号証、番号74)	韓国代表部柳参事官と中川北東アジア局長との会談の内容  非公式な会談であるゆえ両者の忌憚のない率直な発言	①柳参事官と会談した中川北東アジア局長が柳参事官の発言に対し述べた率直な所感的見解  ②柳参事官の心情を吐露した率直な発言が具体的かつ詳細に	中川局長及び柳参事官の各所感的見解が発言した言葉どおり具体的に
21	北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談 (文書1678・乙第152号証、番号75)	同課が在日米国大使館職員から入手した韓国情勢に関する情報の内容	日韓国交正常化交渉に向けて韓国政府が行っている政策に対する米国大使館の所感及び評価的見解	北東アジア課が入手した米国政府の対韓政策におけるいわゆる機密情報であり、米国との信頼関係に基づいて入手した情報
22	外務次官と前駐韓米大使との会談 (文書1682・乙第153号証、番号76)	在韓米国大使が黄田事務次官と懇談した際に話した韓国事情ないし日韓問題についての発言内容	日韓国交正常化交渉に関する前駐韓米大使の率直で忌憚のない意見	前駐韓米大使が非公式の懇談において、日韓国交正常化交渉に関する率直で忌憚のない意見の一部
23	バーネット国務次官補代理の内話 (文書1684・乙第154号証、番号77)	韓国を訪問したバーネット国務長官が、エマーソン公使を同行してアジア局長に訪ね、韓国情勢及び韓国政府の日韓会談に関する考え方等に関する内容	韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解	韓国を訪問した米国国務次官補が非公式の懇談において、個人的かつ内密に語った韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解
24	バンディ米国務次官補との会談 (文書1685・乙第155号証、番号78)	椎名大臣がバンディ米国務次官補と会談した要旨  黄田次官がバンディ米国務次官補と日韓問題について会談した要旨	バンディ米国務次官補との非公式会談において椎名大臣が日韓交渉における日本側の対応策について韓国に対する批評も含めて述べた率直な見解	バンディ米国務次官補との非公式会談において椎名大臣が述べた韓国政府に対する率直な見解

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
25	日韓問題に関する米側トーキングペーパー (文書1686・乙第66号証、番号79)		国交正常化交渉を進展させるための具体的方策について、米国政府から示唆された見解に対する外務省の率直な見解	日韓問題の解決策として米国政府から提示された具体的意見に対する外務省内部の評価
26	対韓援助調整 (文書1689・乙第156号証、番号80)	AIDポーツ極東局長が、対韓援助の調整問題について語った内容	韓国の国内状況についてAIDポーツ極東局長が述べた忌憚のない率直な評価的見解	対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な個人的見解で、忌憚のない率直な評価的見解
27	北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談 (文書1691・乙第157号証、番号81)	韓国情勢、日韓関係及び日米関係に関する米国の見解及びそれに対する我が国の見解	韓国で起きたクーデター未遂事件に関する極めて重大な問題に関し、米国政府要人が非公式に述べた個人的見解で、忌憚のない率直な内容	韓国で起きたクーデター未遂事件という韓国の政情に関する極めて重大な問題に関し、米国政府要人が非公式に述べた個人的見解で、忌憚のない率直な内容
28	外務審議官と在韓米大使館参事官との会談 (文書1693・乙第158号証、番号82)	在日米国大使館ハビブ参事官が牛場審議官を来訪して懇談した際ににおける日韓交渉をめぐる韓国側の諸般の情勢についての見解	日韓諸協定の韓国側批准に関する韓国情勢についてのハビブ参事官の率直な見解	ハビブ参事官の韓国情勢に関する忌憚のない率直な推論的見解
29	日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話 (文書1695・乙第67号証、番号83)		韓国情勢に関する我が国の見解を踏まえた米国の忌憚のない率直な見解	韓国情勢に関する率直で忌憚のない意見の一部
30	宇山賠償部長と金在春中央情報部長および金溶植外務部長官との会談 (文書1721・乙第159号証、番号84)	日韓国交正常化に向けて経済協力及び漁業問題について、金在春韓国中央情報部長及び金溶植外務部長官と会談した内容	当時の自民党副総裁らが、韓国政府に罷免された崔英沢前在日韓国代表部参事官の復帰を要望したことに対する韓国政府の率直な見解が崔英沢の人物評も含めて	韓国政府に罷免された崔英沢前在日韓国代表部参事官に関する率直で忌憚のない評価的見解

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
31	後宮アジア局長と裴韓国代表部大使との会談 （文書1724・乙第160号証、番号85）		韓国の政治家及び韓国情勢に関する外務省の見解に対して述べた裴韓国代表部大使の率直な見解	裴大使が、後宮アジア局長との会談において、韓国の政治家及び韓国情勢に関して述べた忌憚のない率直な見解
32	対韓借款実施機関に関する問題点 （文書1741・乙第161号証、番号86）	対韓借款実施の場合、その実施機関に関する問題点について外務省内部で検討した内容	想定される対韓借款実施機関に関する問題点について外務省内において検討した率直な見解等	対韓借款を実施した場合を想定し、その際に生じることが予想される問題点について、外務省内部で検討した忌憚のない率直な意見等
33	対韓経済協力 （文書1743・乙第162号証、番号87）	日韓交渉の推移により想定される対韓経済協力について外務省内部で検討した内容	韓国政府が立案した経済開発5カ年計画について外務省内で検討した結果が率直な見解	韓国政府が立案した経済開発計画に対する外務省内部の忌憚のない率直な見解
34	対韓経済協力試案 （文書1748・乙第163号証、番号88）	日韓交渉妥結後に想定される対韓経済協力に関する問題点について外務省内部で検討した内容	韓国政府が立案した経済開発5カ年計画について外務省内で検討した結果が率直な見解	韓国政府が立案した経済開発計画に対する外務省内部の忌憚のない率直な見解
35	日韓会談今後の進め方 （文書1787・乙第72号証、番号89）		①当時、日韓両国における最重要懸案事項の一つであった在日韓国人法的地位問題に関する二重国籍問題に関し、佐藤總理が懸念している問題点を指摘した上で解決策を指示した内容  ②当時、日韓両国における最重要懸案事項の一つであった漁業問題に関する日本側の提案が撤回された原因について、外務省内部で検討協議した結果	日韓における最重要懸案事項であった在日韓国人法的地位問題及び漁業問題に関する政府内部における忌憚のない率直な意見

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
36	日韓条約及び諸協定 関係対米折衝（各種 会談：昭和35年） (文書 1789・乙 第 164号証、番号90)	日韓関係の調整に 関し、現状と今後 の展望についての 分析を交え、米国 と協議した内容及 び外務省内で検討 の内容等	①韓国側政府要人に対する日本側の率直な評価 ②及び③韓国情勢についての米国の分析結果及びそれに基づく方針 ④韓国の政治家に対する韓国国民の評価についての、米国側の推測的意見	②ないし④韓国情勢及び 韓国の政治家に関する米 国側の分析結果や忌憚の ない率直な意見 ①韓国政府要人に対する 日本側の率直な評価
37	日韓条約及び諸協定 関係対米折衝（各種 会談：昭和36年） (文書 1792・乙 第 165号証、番号91)	日韓会談の経緯及 び今後の展望に関 し米国の見解及び それに対する我が 国の見解	ライシャワー米大使が 李用熙韓国外務部長官 と会談した際のライ シャワー米大使の発言 内容として、日韓国交 正常化交渉の日本側代 表選定に関し、具体的 な氏名を挙げた上でそ の人物が選定された場 合についての評価的な 見解	日韓国交正常化交渉の日 本側代表選定に関するラ イシャワー米大使の忌憚 のない率直な見解
38	日韓条約及び諸協定 関係対米折衝（來 電：昭和36年） (文書 1793・乙 第 166号証、番号92)	日韓会談の経緯及 び今後の展望に関 する米国の見解及 びそれに対する我が 国の見解	訪米した韓国朴議長が米 政府当局と対韓援助関 係について話し合った 内容について情報提供 してもらった相手方	上記米国の対韓援助関係 について聴取した相手方 に関する情報であり、情 報ソースである
39	日韓関係に関する在 京米大使館の内話 (文書 1796・乙 第 167号証、番号93)	日韓関係の調整に 関し、現状と今後 の展望についての 分析を交え、米国 と協議した内容及 び外務省内で検討 の内容等	①韓国情勢に対する米 国側の分析及び具体的 な対応状況 ②韓国情勢に対する米 国側の分析 ③尹大統領が駐韓米大 使に話した、自らの政 治方針について率直な 意見 ④韓国政府についての 米国側の率直な評価	在日米国大使館書記官に よって提供された韓國の 政情等についての機密情 報等

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
40	池田総理ハリマン国務次官補会談（文書1798・乙第168号証、番号94）	池田総理とハリマン米国務次官補との間で行われた会談記録	ハリマン米国務次官補が中国共産党政府に関して述べた忌憚のない率直な評価的見解	中国共産党政府に関する忌憚のない率直で見解
41	駐韓米大使の内話（文書1803・乙第169号証、番号95）	武内外務次官とバーガー駐韓米大使及びライシャワー駐日米大使との間で行われた会談記録	韓国政府についての米国側の率直な評価	韓国政府に関する、率直で忌憚のない意見の一部
42	大平大臣、ラスク長官会談（文書1805・乙第170号証、番号96）	昭和37年に外務省等が作成した複数の文書によって構成され、日韓関係の調整に関し、現状と今後の展望についての分析を交え、米国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等	①ラスク長官がソ連情勢及びキューバ情勢に関する発言した内容 ②ソ連情勢、米ソ関係、日ソ関係について日本側と米国側の率直な意見交換の内容 ③ラスク国務長官がソ連情勢及び中国情勢に関する発言した内容及びそれに対する大平大臣の発言内容	いずれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と弁国側の率直な意見交換の内容
43	韓国情勢に関する在京米大使館よりの情報（文書1808・乙第171号証、番号97）	日韓会談の経緯及び今後の展望に関する米国の見解及びそれに対する我が国の見解	李承晩韓国大統領の動静について米国政府が入手した機密情報	李承晩韓国大統領に動静について米国政府が入手した機密情報で、極秘情報として日本政府にもたらされたもの
44	韓国情勢に関するアジア局参事官と左京米大使館書記官との会談（文書1811・乙第172号証、番号98）	日韓関係及び韓国情勢に関する米国の見解及びそれに対する我が国の見解	在日米大使館書記官からの韓国の政情に関する機密情報	韓国の政情に関する機密情報
45	韓国政情に関する対米折衝（文書1818・乙第173号証、番号99）	日韓国交正常化交渉及び日米関係に関する米国の見解及びこれに対する我が国の見解	中国の核兵器開発に関するソ連の対応についての米国政府の評価的見解	中国の核兵器開発に関するソ連の対応に関する日米両国政府の忌憚のない率直な見解

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面(5)			
46	金中央情報部長訪日 (文書1820・乙第174号証、番号100)	来日した金鍾泌韓国中央情報部長に関する内容	金鍾泌韓国中央情報部長の来日(後者については、ラスク長官訪韓も含む。)について、在日米国大使館書記官が非公式で語った忌憚のない率直な人物評価を含む評価的見解	韓国政府要人に対して、米国政府要人が非公式で語った評価的見解
47	金中央情報部長訪日 (文書1821・乙第175号証、番号101)	池田總理及び金鍾泌韓国中央情報部長との間で行われた会談に関する内容	日韓国交正常化交渉に反対する日本の社会党等その他について金鍾泌韓国中央情報部長の忌憚のない率直な評価的見解	韓国政府要人が、日本社会党等について述べた評価的見解
48	金中央情報部長訪米 (文書1823・乙第74号証、番号102)		金韓国中央情報部長の訪日及び訪米の意義等について、在日米国大使館書記官が非公式に語った率直な見解  訪米した金韓国中央情報部長に関する、米国の率直な見解	金韓国中央情報部長の訪日及び訪米の意義や同部長に冠する米国側の率直な見解
49	池田總理・英外相会談 (文書1872・乙第176号証、番号103)	池田總理とヒューム英外相との間で行われた会談内容	日韓正常化交渉における日韓関係に関し、韓国及び米国の対応等について忌憚のない率直な評価的見解	日本の總理大臣と英國の外務大臣が、韓国及び米国について述べた評価的見解
50	在京カナダ大使内話 (文書1874・乙第177号証が番号104)	島外務事務次官とバウアーカナダ大使との会談の内容	日韓国交正常化交渉における懸案事項の一つとなっていた日本の韓国に対する経済援助について、韓国政府がカナダ政府に説明した内容に関するカナダ政府の見解	韓国政府がカナダ政府に説明した内容に関するカナダ政府の見解

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
51	日韓会談等に関する在外公館からの報告 (文書1876・乙第79号証、番号106)		<p>①台湾の蒋介石総統と後に外務大臣に就任する藤山愛一郎氏が、非公式の懇談において、日韓関係を調整するための具体的な方策について議論した忌憚のない率直な見解</p> <p>②日韓国交正常化交渉における韓国政府の対応について、中国政府要人がオフレコで述べた心情面も含めた評価的な見解</p> <p>③日韓国交正常化交渉における韓国李大統領の対応について、ドラムライト在華米大使が談話として述べた忌憚のない率直な評価的な見解</p> <p>④35頁の不開示部分はいずれも韓国の政府要人の表示であり、韓国クーデターに関する情報を提供した者を特定するものであり、37頁の不開示部分は米国の政府要人の表示</p> <p>⑤大野在英大使が、ヒューム英国外務大臣に、日韓交渉の現状を報告した際、懸案事項の一つとなっていた漁業問題に関し、ヒューム英国外務大臣が、英国における同様の漁業問題について、英國案を達成できなかった原因について述べた忌憚のない率直な個人的見解</p> <p>⑥大野特使が台湾を訪問し、蒋介石総統と会談した際に、蔣総統が、韓国政府要人について述べた忌憚のない率直な見解</p>	日韓国交正常化交渉等に 関し、台湾、中国、米 国、英國及び韓国 の政府 要人が述べた忌憚のない 率直な見解
52	日韓会談等に関する在外公館への訓令 (文書1877・乙第80号証、番号106)		韓国情勢に関して在外 公館から本省に伝達す る際の注意事項	韓国情勢等に 関して在外 公館から本省に伝達する 際の注意事項
53	韓国政変 (文書1878・乙第178号証、番号107)	日韓国交正常化交 渉に関する英國の 見解及びそれに対 する我が国の見解	<p>上記情報を提供した人 物や外国の政府機関を 特定する表示</p> <p>韓国政府要人について の人物評価</p> <p>外交交渉の水面下にお いて入手した機密情報</p>	

番号	標題	文書全体の内容	不開示部分の内容	不開示理由での識別内容
	準備書面（5）			
54	日韓交渉関係法律問題調書集 (文書1881・乙第82号証、番号108)		李承晩ライン水域において、我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関し、外務省内部で個別具体的な場面を想定して協議検討した内容	いずれも日韓間における懸案事項の一つであったいわゆる李承晩ライン水域において、我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定した「強硬措置」に関する外務省内部の忌憚のない率直な意見等
55	日韓国交正常化交渉の記録総説三 (文書1915・乙第84号証、番号109)		日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国国民、韓国政府等に対する忌憚のない率直な評価的見解	外務省内部における検討協議における見解